

教育職員免許状の更新に関する申請について(改訂版)

(旧免許状保有者用)

平成30年10月16日

佐賀県教育庁教職員課

# 目次

1 . 教員免許更新制の概要	1
2 . 旧免許状保有者（平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状を保有するもの）に関する手続きの流れ	2
3 . 旧免許状修了確認期限表	3
4 . 更新講習の対象者、受講義務者、免除者、延期事由について	5
5 . 旧免許状保有者（平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許保有者）に関する手続きの提出書類一覧	1 1
6 . 更新講習修了による申請について	1 2
7 . 修了確認期限延期の申請について	1 3
8 . 更新講習免除申請について	1 4
9 . 様式等（送付票、様式第 4 号、様式第 5 号、様式第 6 号）	1 5

# 1. 教員免許更新制の概要

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。

## (1) 目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

## (2) 基本的な制度設計について

修了確認期限前の2年間に、大学などが開設する30時間の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者に申請して修了確認を受けることが必要です。

修了確認期限の延期が可能な理由に該当する場合や、講習の免除対象者に該当する場合には、申請などそのために必要な手続きを行います。

## (3) 更新講習の受講対象者について

- ① 現職教員（指導改善研修中の者を除く）
- ② 教員採用内定者
- ③ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- ④ 過去に教員として勤務した経験のある者など

## (4) 免除対象者について

- ① 優秀教員表彰者
  - ② 教員を指導する立場にある者
    - ・ 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭
    - ・ 教育長、指導主事、社会教育主事など
- ※知識技能が不十分な者は不可

## (5) 免許状更新講習について

- ① 免許状更新講習を開設できる者  
免許状更新講習を開設することのできる者は以下のとおりです。
  - ・ 大学
  - ・ 指定教員養成機関（専修学校などで文部科学大臣の指定を受けているもの）
  - ・ 都道府県・指定都市等教育委員会 など
- ② 免許状更新講習の実施形態  
講習の開設は、長期休業期間中や土日での開講を基本とするとともに、通信・インターネットや放送による形態など

## 2. 旧免許状保有者（平成21年3月31日以前に授与された免許状を保有するもの）に関する手続きの流れ

① 受講対象者は修了確認期限がいつになるのかを確認します。（表1、表2または前回更新等の手続き時に発行された証明書（※））



② 修了確認期限の延期が可能な事由に該当する場合や、更新講習の免除対象者に該当する場合で延期や免除を希望する場合には免許管理者に申請します。



③ 修了確認期限の2年2月前～2月前に、大学等において30時間以上（必修領域6時間＋選択必修領域6時間＋選択領域18時間）の講習を受講・修了



④ 免許管理者に修了確認の申請を行い、修了確認を受ける

（※）すでに一度更新等の手続き（更新・延期・免除）を済まされた方には、各証明書が発行されており、次回の修了確認期限が記載されています。

### 3. 旧免許状修了確認期限（平成21年3月31日までに教員免許状を授与されたもの）

#### (1) 栄養教諭免許状以外の免許状を持っている場合

■ 表1：最初の修了確認期限（栄養教諭免許状を所持していない場合）

受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新受講期間
①昭和30年4月2日～昭和31年4月1日、昭和40年4月2日～昭和41年4月1日、昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日
②昭和31年4月2日～昭和32年4月1日、昭和41年4月2日～昭和42年4月1日、昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
③昭和32年4月2日～昭和33年4月1日、昭和42年4月2日～昭和43年4月1日、昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
④昭和33年4月2日～昭和34年4月1日、昭和43年4月2日～昭和44年4月1日、昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
⑤昭和34年4月2日～昭和35年4月1日、昭和44年4月2日～昭和45年4月1日、昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
⑥昭和35年4月2日～昭和36年4月1日、昭和45年4月2日～昭和46年4月1日、昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
⑦昭和36年4月2日～昭和37年4月1日、昭和46年4月2日～昭和47年4月1日、昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
⑧昭和37年4月2日～昭和38年4月1日、昭和47年4月2日～昭和48年4月1日、昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
⑨昭和38年4月2日～昭和39年4月1日、昭和48年4月2日～昭和49年4月1日、昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
⑩昭和39年4月2日～昭和40年4月1日、昭和49年4月2日～昭和50年4月1日、昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日

各年度末を35歳、45歳、55歳で迎える者につき、当該年度末がその者の修了確認期限となります。

上記の割り振りにより、平成21年4月からの11年間で、旧免許状を持っている方全員に修了確認期限が割り振られることとなります（ただし、生年月日が昭和30年4月1日以前の者については、修了確認期限は割り振られません（栄養教諭の免許状を所持する者は除く。））。

上記表中①～⑩に定める日が、持っている最新の免許状を授与された日から10年経っていない場合は、修了確認期限を、免許状を授与された日から10年後の日まで延期する申請を行うことが可能です。

## (2) 栄養教諭免許状を持っている場合

■ 表2：最初の修了確認期限（栄養教諭免許状を所持している場合）

免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新受講期間
①平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
②平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
③平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
④平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日

## 4. 更新講習の対象者、受講義務者、免除者、延期事由について

### (1) 更新講習を受講できる者（受講対象者）

- ① 教育職員（主幹教諭（幼保連携こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師）
- ② 教員採用内定者
- ③ 校長、副校長、教頭、園長、副園長、実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員
- ④ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者で免許管理者が定める者
- ⑤ 国、地方公共団体等の職員又は国立大学法人、公立大学法人、学校法人若しくは独立行政法人の役員若しくは職員で④の者に準ずるものとして免許管理者が定める者
- ⑥ 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人及び社会福祉法人の理事
- ⑦ 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者
- ⑧ 教育職員、校長、副校長又は教頭であった者であって、教育職員となることを希望する者
- ⑨ 認定こども園又は認可保育所若しくは認可外保育施設の設置者が 幼稚園も運営している保育所に勤務する保育士
- ⑩ 教育職員に任用され、又は雇用されることが見込まれる者

### (2) 更新講習の受講義務を課せられる者（義務者）

- ① 教育職員（主幹教諭（幼保連携こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師）
  - ② 校長、副校長、教頭、園長、副園長
  - ③ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者で免許管理者が定める者
  - ④ 地方公共団体の職員又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校を設置する国立大学法人又は学校法人の役員若しくは職員で③の者に準ずる者として免許管理者が定める者
  - ⑤ 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人及び社会福祉法人の理事
  - ⑥ その他文部科学大臣が別に定める者
- ※ なお、講習の免除の認定又は修了確認期限の延期は、上記の講習の受講義務がある者についてしか行うことができません。

### (3) 更新講習の受講を免除される者

- ① 校長、副校長、教頭、園長、副園長、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭
  - ② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者であって免許管理者が定める者
- ※ 教育長、副教育長及び学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を取扱っている課の課長等も対象。

※ スーパーティーチャーも対象。

- ③ 更新講習の講師
  - ④ 国若しくは地方公共団体の職員又は国立大学法人、公立大学法人、学校法人若しくは文部科学大臣が規定する独立行政法人の役員若しくは職員で、免許管理者が②③に規定する者と同等的以上の知識技能を有すると認められた者
  - ⑤ 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人及び社会福祉法人の理事
  - ⑥ 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者（文部科学大臣表彰及び同表彰に準ずるもの。）
- ※ 県教育委員会表彰、県教育長表彰は対象とならない。
- ⑦ その他上記の者と同等的以上の最新の知識技能を有する者として文部科学大臣が別に定める者

#### （４）修了確認期限の延期事由

<新免許状所持者と共通する事由>

- ① 指導改善研修中であること
- ② 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること
- ③ 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- ④ 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること
- ⑤ 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること
- ⑥ 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（免許法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状）を有している者に限る。）
- ⑦ 教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の修了確認期限までの期間が2年2月未満であること
- ⑧ 上記の他、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること

<旧免許状所持者のみ該当する事由>

- ⑨ 平成21年4月1日以降に普通免許状及び特別免許状の授与を受けたこと
- ⑩ 初回の修了確認期限が、その者の有する普通免許状及び特別免許状のうち最新の免許状の授与の日の翌日から起算して10年を超えない日であること
- ⑪ 初回の修了確認期限が平成23年3月31日である者であつて、平成22年12月31日までに講習の課程を修了していない者であること



受講すべき免許状更新講習（旧免許状所持者について）

受講対象者		受講すべき免許状更新講習	左記の講習を受講しなかった場合に修了確認を受けられないもの	講習の受講義務がある者
教育職員	教諭、保育教諭	教諭	○	○
	養護教諭	養護教諭	○	○
	栄養教諭	栄養教諭	○	○
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭	各人で適切に判断		○
	主幹教諭、主幹保育教諭	各人で適切に判断		○
	養護をつかさどる主幹教諭	各人で適切に判断		○
	栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭	各人で適切に判断		○
	指導教諭、指導保育教諭	各人で適切に判断		○
	助教諭、助保育教諭	各人で適切に判断		○
	養護助教諭	各人で適切に判断		○
	講師	各人で適切に判断		○
教育の職	実習助手	各人で適切に判断		
	寄宿舎指導員	各人で適切に判断		
	養護職員	各人で適切に判断		
	学校栄養職員	各人で適切に判断		
	教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者	各人で適切に判断		○
	地方公共団体の職員、小学校等を設置する国立大学法人又は学校法人の役員（学校法人理事等）であって免許管理者が定める者	各人で適切に判断		○
	幼保連携型認定こども園を設置する学校法人及び社会福祉法人の理事	各人で適切に判断		○
内定者	内定者	各人で適切に判断		
内定者に準ずる者	学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であった者であって、教育職員となることを希望する者	各人で適切に判断		
	保育士	各人で適切に判断		
	教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者	各人で適切に判断		

## 受講対象者の証明の方法

受講対象者の区分		証明の方法	
教育職員・教育の職	教育職員 (免許法第9条の3Ⅲ①)	公立学校	校長(園長)の証明 ※校長(園長)本人の場合は市町又は県の教育委員会
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 (免許状更新講習規則第9条Ⅰ①)	国立学校	校長(園長)の証明 ※校長(園長)本人の場合は法人の長
		私立学校	校長(園長)の証明 ※校長(園長)本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は市町の教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ②)	所属長の証明 ※所属長本人の場合は、市町又は県の教育委員会の証明	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ③)	任命権者又は雇用者の証明	
その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ④)	その者の任命権者・雇用者の証明		
教員採用内定者・教員採用内定者に準ずる者	教員採用内定者(免許法第9条の3Ⅲ②)	任用又は雇用予定の者の証明	
	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	任用又は雇用していた者の証明	
	認定こども園で保育士として発令され勤務する保育士又は認可保育所に努める保育士及び幼稚園も設置している市町や法人等が設置する認可外保育施設に勤める保育士(免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の設置者の証明	
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等)(免許状更新講習規則第9条Ⅱ③)	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

## 免除事由の証明の方法

免除事由の区分		証明の方法
校長（園長）、副校長、教頭（副園長）、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭（免許法施行規則第61条の4①）（改正省令附則第10条I①）	公立学校	校長（園長）の証明 ※校長（園長）本人の場合は市町又は県の教育委員会
	国立学校	校長（園長）の証明 ※校長（園長）本人の場合は法人の長
	私立学校	校長（園長）の証明 ※校長（園長）本人の場合は法人の長
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許法施行規則第61条の4②）（改正省令附則第10条I②）		所属長の証明 ※所属長本人の場合は、市町又は県の教育委員会の証明
免許状更新講習の講師（免許法施行規則第61条の4③）（改正省令附則第10条I③）		開設者の証明
地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許法施行規則第61条の4④）（改正省令附則第10条I④）		任命権者又は雇用者の証明
幼保連携型認定こども園を設置する学校法人及び社会福祉法人の理事（免許法施行規則第61条の4④）		任命権者又は雇用者の証明
優秀教員表彰者（免許法施行規則第61条の4⑤）（改正省令附則第10条I⑤）		表彰状の添付等 ※旧免許状所持者の場合、受講義務者であることの証明が別途必要
その他文部科学大臣が定める者（免許法施行規則第61条の4⑥）（改正省令附則第10条I⑥）		その者の任命権者・雇用者の証明

## 延長・延期事由の証明の方法

申請者の区分		延長・延期事由				
		指導改善研修中	休職中 病気休暇 産休 育休 介護休暇	在外教育施設・外国の教育施設等で教育に従事 外国の地方公共団体の機関等に派遣	専修免許状を取得するため大学院の課程に在籍 ※(新免許状所持者の場合)免許法第9条の3第3項第1号の「教育の職」にあること、(旧免許状所持者の場合)受講義務者であることの証明が別途必要	教員となった日から有効期間の満了の日(又は修了確認期限)までの期間が2年2月未満
教育職員 校長(園長)、副校長(副園長)、 教頭 実習助手、寄宿舎指導員、 学校栄養職員、養護職員	公立学校	任命権者の証明	校長の証明 ※校長本人の場合は市町県の教育委員会	校長の証明	校長の証明	校長の証明
	国立学校	—	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長	法人の長の証明	法人の長の証明	法人の長の証明
	私立学校	—	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長	法人の長の証明	法人の長の証明	法人の長の証明
	共同調理場に勤務する 学校栄養職員	—	場長の証明 ※場長本人の場合は市町村の教育委員会	—	—	—
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者		—	所属長の証明	所属長の証明	所属長の証明	—
国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者		—	任命権者又は雇用者の証明	任命権者又は雇用者の証明	任命権者又は雇用者の証明	—
その他文部科学大臣が定める者		—	その者の任命権者・雇用者の証明	その者の任命権者・雇用者の証明	—	—

※ 旧免許状所持者のみに該当する事由(新たな免許状の授与・免許状の授与から修了確認期限までの期間が10年未満であること・修了確認期限が平成23年3月31日であること)については、免許管理者において把握できる事項であり、本人における証明は不要と考えられる)

5. 旧免許状保有者（平成21年3月31日以前に授与された免許状保有者）に関する手続きの提出書類一覧表

申請の種類	提出書類	送付票	様式第4号	様式第5号	様式第6号	免許状の写し等 （所有する免許状すべて）	免除）の証明書原本 （更新・延期・	更新講習修了（履修） 証明書	戸籍抄本等	その他の書類	（手数料 賀状収入証紙）	備考
1. 更新講習修了による申請	提出書類	○	○			○	△	○	△		○ ¥3,300	改姓、本籍地異動による免許状の書換えを行っていない場合は、戸籍抄本等を添付すること。（2. 3. も同じ）
2. 修了確認期限延期の申請		○		○		○	△		△		○ ¥1,700	新しい免許状の授与による延期の場合は、証明者欄は記入しないこと。
3. 更新講習免除申請		○			○	○	△		△	△ 表彰状の写し等	○ ¥3,300	

○必要、△場合に依りて添付

【提出時期】

1. 3. は、修了確認期限の2月前から2年2月前の期間であれば随時提出できます。
2. は、修了確認期限の2月前までであれば随時提出できます。

【更新手続き（更新・延期・免除）を行ったことがある場合】（1. 2. 3共通）  
前回の更新講習修了確認証明書等（原本）を添付すること。

## 6. 更新講習修了による申請について (平成21年3月31日以前に授与された免許状保有者の申請手続き)

### 更新講習修了による申請

#### 1. 提出書類

- ① 更新講習修了確認申請書(様式第4号)
- ② 保有するすべての免許状の写し(原本証明のあるもの)又は免許状授与証明書(発行から3か月以内のもの)  
ただし、すでに修了確認期限を更新・延期・免除している場合は、前回の更新関係証明書(証明書に記載されていない免許状があれば、記載されていない分の免許状の写し等が必要。)の原本も必要。
- ③ 更新講習修了(履修)証明書(必修領域6時間+選択必修領域6時間+選択領域18時間)
- ④ 提出書類の中で改姓等により氏名・本籍地が相違している場合は戸籍抄本等(発行から3か月以内のもの。免許状に記載の氏名等から申請書の氏名等への変遷が確認できるもの。)
- ⑤ 手数料(佐賀県収入証紙で納入)3,300円

#### 2. 提出先

- ① 市町立学校職員の場合  
○市町立幼稚園・認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)、小・中学校 → 市町教育委員会 → 教育事務所 → 教育庁教職員課
- ② 県立学校職員、私立学校職員の場合  
○学校 → 教育庁教職員課
- ③ 市町教育委員会職員、県教育委員会職員の場合  
○市町教育委員会(教育事務所経由)、県教育委員会各所属 → 教育庁教職員課
- ④ 私立幼稚園・認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)職員、佐賀大学附属幼稚園・小・中・特別支援学校職員については、所属長を通じ、下記へ送付してください。なお、申請書類に必ず返信用封筒(A4判に120円切手を貼り、返信先の住所宛先を記入したもの)も同封してください。

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県教育庁教職員課免許担当

#### 3. 提出期間

修了確認期限の2月前から2年2月前までの期間

#### 申請に当たっての注意事項

- 原本の写しには必ず原本証明を付してください。
- 提出書類中の氏名は戸籍記載のとおり正確に記載し、改姓等により各書類中の当該記載が異なっている場合は、戸籍抄本(発行から3か月以内のもの)を添付してください。
- 佐賀県行政手続条例第6条の規定による標準処理期間は、30日です。

## 7. 修了確認期限延期の申請について (平成21年3月31日以前に授与された免許状保有者の申請手続き)

### 修了確認期限延期申請

#### 1. 提出書類

##### ① 修了確認期限延期申請書(様式第5号)

病気休暇(90日以上)、産休、育児休業等の場合は証明者欄に証明。新しい免許状の授与による場合は、当該免許状の写し(原本証明のあるもの)又は免許状授与証明書(発行から3か月以内のもの)

##### ② 保有するすべての免許状の写し(原本証明のあるもの)又は免許状授与証明書(発行から3か月以内のもの)

ただし、すでに修了確認期限を更新・延期・免除している場合は、前回の更新関係証明書(証明書に記載されていない免許状があれば、記載されていない分の免許状の写し等が必要。)の原本も必要。

##### ③ 提出書類の中で改姓等により氏名・本籍地が相違している場合は戸籍抄本等(発行から3か月以内のもの。免許状に記載の氏名等から申請書の氏名等への変遷が確認できるもの。)

##### ④ 手数料1,700円(佐賀県収入証紙を申請書に貼付)

#### 2. 提出先

##### ① 市町立学校職員の場合

○市町立幼稚園・認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)、小・中学校 → 市町教育委員会 → 教育事務所 → 教育庁教職員課

##### ② 県立学校職員、私立学校職員の場合

○学校 → 教育庁教職員課

##### ③ 市町教育委員会職員、県教育委員会職員の場合

○市町教育委員会(教育事務所経由)、県教育委員会各所属 → 教育庁教職員課

##### ④ 私立幼稚園・認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)職員、佐賀大学附属幼稚園・小・中・特別支援学校職員については、所属長を通じ、下記へ送付してください。なお、申請書類に必ず返信用封筒(A4判に120円切手を貼り、返信先の住所宛先を記入したもの)も同封してください。

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県教育庁教職員課免許担当

#### 3. 提出期間

修了確認期限の2月前まで

##### 申請に当たっての注意事項

- 原本の写し等には必ず原本証明を付してください。
- 提出書類中の氏名は戸籍記載のとおり正確に記載し、改姓等により各書類中の当該記載が異なっている場合は、戸籍抄本(発行から3か月以内のもの)を添付してください。
- 佐賀県行政手続条例第6条の規定による標準処理期間は、30日です。

## 8. 更新講習免除申請について (平成21年3月31日以前に授与された免許状保有者の申請手続き)

### 更新講習免除申請

#### 1. 提出書類

- ① 免許状更新講習免除申請書（様式第6号）  
職による免除の場合は証明欄に証明。表彰による場合は表彰状の写し（原本証明のあるもの）
- ② 保有するすべての免許状の写し（原本証明のあるもの）又は免許状授与証明書（発行から3か月以内のもの）  
ただし、すでに修了確認期限を更新・延期・免除している場合は、前回の更新関係証明書（証明書に記載されていない免許状があれば、記載されていない分の免許状の写し等が必要。）の原本も必要。
- ③ 提出書類の中で改姓等により氏名・本籍地が相違している場合は戸籍抄本等（発行から3か月以内のもの。免許状に記載の氏名等から申請書の氏名等への変遷が確認できるもの。）
- ④ 手数料3,300円（佐賀県収入証紙を申請書に貼付）

#### 2. 提出先

- ① 市町立学校職員の場合  
○市町立幼稚園・認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）、小・中学校 → 市町教育委員会 → 教育事務所 → 教育庁教職員課
- ② 県立学校職員、私立学校職員の場合  
○幼稚園、学校 → 教育庁教職員課
- ③ 市町教育委員会職員、県教育委員会職員の場合  
○市町教育委員会（教育事務所経由）、県教育委員会各所属 → 教育庁教職員課
- ④ 私立幼稚園・認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）職員、佐賀大学附属幼稚園・小・中・特別支援学校職員については、所属長を通じ、下記へ送付してください。なお、申請書類に必ず返信用封筒（A4判に120円切手を貼り、返信先の住所宛先を記入したもの）も同封してください。

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県教育庁教職員課免許担当

#### 3. 提出期間

修了確認期限の2月前から2年2月前までの期間

#### 申請に当たっての注意事項

- 原本の写し等には必ず原本証明を付してください。
- 提出書類中の氏名は戸籍記載のとおり正確に記載し、改姓等により各書類中の当該記載が異なっている場合は、戸籍抄本（発行から3か月以内のもの）を添付してください。
- 佐賀県行政手続条例第6条の規定による標準処理期間は、30日です。



教育職員免許状更新関係申請書類送付票

文 書 番 号  
平成 年 月 日

佐賀県教育委員会 様

所属名  
所属長職・氏名

下記のとおり教育職員免許状更新関係申請書類を送付します。

記

申請書類	申請者	
	職名	氏名
有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）【様式第1号】一式		
有効期間更新申請書（免許状更新講習免除によるもの）【様式第2号】一式		
有効期間延長申請書【様式第3号】一式		
更新講習修了確認申請書【様式第4号】一式		
修了確認期限延期申請書【様式第5号】一式		
免許状更新講習免除申請書【様式第6号】一式		
合計		

公印は省略可です。ただし、文書番号は必ず付してください。

様式第1・2・3号は新免許状保有者、様式第4・5・6号は旧免許状保有者です。

--	--

更新講習修了確認申請書

佐賀県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名) 印	生年月日	年 月 日 生
本籍地	現住所	電話
勤務校・機関		職名

\* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

\* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

領 域	開 設 者	修了(履修)認定年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	/
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

\* 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に印を記入(複数に 印を記入することも可能)。

佐賀県収入証紙貼付欄	備考 1 の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
------------	---

お預かりした個人情報、教育職員免許状申請の審査をするためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県のホームページのプライバシーポリシー(<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/privacy>)をごらんください。

--	--

更新講習修了確認申請書

佐賀県教育委員会 様

平成30年10月12日

(フリガナ <b>サガ ケンイチロウ</b> ) 氏名 <b>佐賀 健一郎</b> 印	生年月日 <b>昭和59年 8月 2日 生</b>
本籍地 <b>佐賀県</b>	現住所 <b>佐賀市城内1-1</b>
電話 <b>0952-25-1234</b>	
勤務校・機関 <b>佐賀市立佐賀小学校</b>	職名 <b>教諭</b>

\* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状 種類等には有する免許状すべてを記入し、教科がある場合は括弧書きで記入してください。

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
小学校教諭一種	平18小一第123号	H19.3.25	佐賀県教育委員会	佐賀健一郎	佐賀県
中学校教諭一種(国語)	平18中一第145号	H19.3.25	佐賀県教育委員会	佐賀健一郎	佐賀県
小学校教諭専修	平20小専第23号	H21.3.20	佐賀県教育委員会	佐賀健一郎	佐賀県
中学校教諭専修(国語)	平20中専第13号	H21.3.20	佐賀県教育委員会	佐賀健一郎	佐賀県
	第 号				

\* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

領 域	開 設 者	修了(履修)認定年月日	対象免許種
必修領域	佐賀大学	平成30年 9月28日	/
選択必修領域	佐賀大学	平成30年 8月28日	/
選択領域	佐賀大学 放送大学 放送大学	平成30年 8月28日 平成30年 8月31日 平成30年 8月31日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

\* 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に印を記入(複数に 印を記入することも可能)

佐賀県収入証紙貼付欄 <b>佐賀県収入証紙3,300円分を剥がれないように貼ってください</b>	備考 1 の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
---	---

お預かりした個人情報、教育職員免許状申請の審査をするためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県のホームページのプライバシーポリシー(<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/privacy>)をごらんください。

--	--

修了確認期限延期申請書

佐賀県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名) 印	生年月日	年 月 日生
本籍地	現住所	電話
勤務校・機関		職名

\* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同法附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定に基づき、  
 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期事由 : \_\_\_\_\_ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

\* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

3 延期前の修了確認期限日 : \_\_\_\_\_ 年 月 日

-----  
 [証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

機関名  
職 名  
氏 名

印

佐賀県収入証紙貼付欄	備考 1 の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
------------	---

お預かりした個人情報、教育職員免許状申請の審査をするためののみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県のホームページのプライバシーポリシー(<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/privacy>)をごらんください。

--	--

## 修了確認期限延期申請書

佐賀県教育委員会 様

平成30年 10月 28日

(フリガナ <b>クスノキ ヒロコ</b> ) 氏名 <b>楠木 博子</b> 印	生年月日 <b>昭和60年 7月 3日</b> 生	
本籍地 <b>佐賀県</b>	現住所 <b>佐賀市城内1-1</b>	電話 <b>0952-25-1234</b>
勤務校・機関 <b>佐賀市立佐賀中学校</b>	職名 <b>教諭</b>	

\* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同法附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定に基づき、**平成34年 10月31日**まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

## 記

1 延期事由 : 育児休業中のため (平成30年9月8日~平成32年8月31日)  
育児休業期間終了後は延期の申請ができません。

2 有する免許状 種類等には有する免許状すべてを記入し、教科がある場合は括弧書きで記入してください。

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
中学校教諭一種(数学)	平19中一第38号	H20.3.23	佐賀県教育委員会	黒田博子	福岡県
高等学校教諭一種(数学)	平19高一第16号	H20.3.23	佐賀県教育委員会	黒田博子	福岡県
	第 号				
	第 号				
	第 号				

\* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

3 延期前の修了確認期限日 : 平成32年 3月 31日

## 〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当することを証明する。

平成30年 10月28日

機関名 **佐賀市立佐賀中学校**  
職名 **校長**  
氏名 **有明 太郎** 印

佐賀県収入証紙貼付欄 <b>佐賀県収入証紙1, 700円分を剥がれないように貼ってください。</b>	備考 1 の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
---	---

お預かりした個人情報、教育職員免許状申請の審査をするためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県のホームページのプライバシーポリシー(<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/privacy>)をごらんください。

--	--

修了確認期限延期申請書

佐賀県教育委員会 様

平成30年 11月 28日

(フリガナ <b>クスノキ ヒロコ</b> ) 氏名 <b>楠木 博子</b> 印	生年月日	昭和56年 7月 3日 生
本籍地 <b>佐賀県</b>	現住所 <b>佐賀市城内1-1</b>	電話 <b>0952-25-1234</b>
勤務校・機関 <b>佐賀市立佐賀中学校</b>	職名 <b>教諭</b>	

\* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同法附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定に基づき、平成40年 10月 31日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期事由 : 平成30年10月31日に特別支援学校教諭二種免許状を取得したため (——年 月 日~——年 月 日)  
括弧内は休職等の事由の際に記載すること

2 有する免許状 種類等には有する免許状すべてを記入し、教科がある場合は括弧書きで記入してください。

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
中学校教諭一種(国語)	平16中一第38号	H17.3.23	佐賀県教育委員会	黒田博子	福岡県
高等学校教諭一種(国語)	平16高一第16号	H17.3.23	佐賀県教育委員会	黒田博子	福岡県
特別支援学校教諭二種	平30特支二第30号	H30.10.31	佐賀県教育委員会	楠木博子	佐賀県
	第 号				
	第 号				

\* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

3 延期前の修了確認期限日 : 平成32年 3月 31日

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

機関名  
職 名  
氏 名

**特別支援学校教諭免許状(免許状取得)による  
延期のため、証明者の証明は不要**

印

佐賀県収入証紙貼付欄 <b>佐賀県収入証紙1,700円分を剥がれないように貼ってください</b>	備考 1 の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
---	---

お預かりした個人情報、教育職員免許状申請の審査をするためののみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県のホームページのプライバシーポリシー(<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/privacy>)をごらんください。

--	--

免許状更新講習免除申請書

佐賀県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏 名 ) 印	生年月日	年 月 日 生
本籍地	現住所	電話
勤務校・機関		職名

\* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同法附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

1 免除事由 : \_\_\_\_\_  
表章を受けたことによる場合には、表章名、表章を行った主体、表章年月日も記入してください。

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

\* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

-----  
〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当する。

年 月 日

機関名  
職 名  
氏 名

印

佐賀県収入証紙貼付欄	備考 1 の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
------------	---

お預かりした個人情報、教育職員免許状申請の審査をするためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県のホームページのプライバシーポリシー(<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/privacy>)をごらんください。

--	--

免許状更新講習免除申請書

佐賀県教育委員会 様

平成31年 2月 28日

(フリガナ 氏名	サガ ケンタロウ 佐賀 健太郎 印	生年月日	昭和40年 2月 14日 生	
本籍地	佐賀県	現住所	唐津市坊主町433-2	
		電話	0955-73-1234	
勤務校・機関	唐津市立第十中学校		職名	教頭

\* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同法附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

1 免除事由 : 教頭の職にあるため。  
表彰を受けたことによる場合には、表彰名、表彰を行った主体、表彰年月日も記入してください。

2 有する免許状 種類等には有する免許状すべてを記入し、教科がある場合は括弧書きで記入してください。

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
中学校教諭一級普通(理科)	昭61中一普第23号	S62.3.25	佐賀県教育委員会	佐賀健太郎	佐賀県
高校教諭二級普通(理科)	昭61高二普第21号	S62.3.25	佐賀県教育委員会	佐賀健太郎	佐賀県
中学校教諭専修(理科)	平2中専第1号	H2.4.5	佐賀県教育委員会	佐賀健太郎	佐賀県
	第 号				
	第 号				

\* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当する。

平成31年 2月 28日

所属長の証明を受けること。(校長、園長が申請の場合は、教育委員会、理事長が証明。なお、市町立の校長本人の場合は、市町の教育長の証明ではなく市町の教育委員会が証明。)

機関名 唐津市立第十中学校

職名 校長

氏名 山田 太郎

印

<p>佐賀県収入証紙貼付欄</p> <p>佐賀県収入証紙3,300円分を剥がれないように貼ってください。</p>	<p>備考</p> <p>1 の欄は記入しないでください。</p> <p>2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。</p>
--	--

お預かりした個人情報、教育職員免許状申請の審査をするためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県のホームページのプライバシーポリシー(<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/privacy>)をごらんください。